

エ 回答日時

令和7年1月24日（金）午前10時（予定）

オ その他

- ・担当者以外への質問は行わないこと。
- ・指定様式以外の受付は不可とする。

(4) 応募申込書

ア 受付期間

令和6年12月26日（木）～令和7年1月31日（金）午後5時必着

イ 様式

(ア) 応募申込書【各1部】

- ・（様式3）令和7年度ペットボトルバール売払事業者募集にかかる公募型プロポーザル応募申込書
- ・（様式4）申込資格誓約書
- ・（様式5）業務分担調書
- ・本市で発行される「市税に滞納がないことの証明」
※上記の証明日は提出日の直近1か月以内のものとする。

(イ) 応募者の概要・経営内容等を示す書類【正本1部、正本のコピー1部】

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・直近3か年（会社設立3年未満の場合は設立以来）に作成された貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ・定款等
- ・法人概要（株主等の構成がわかるもの、企業グループ図を含む）
※ 構成法人がある場合は、全員の添付書類が必要となる。

(5) 提案書

ア 受付期間

令和6年12月26日（木）～令和7年2月7日（金）午後5時必着

イ 様式

(ア)（様式6）事業実施計画書【10部】

下記、提案書の内容を簡潔に要約し、運搬、リサイクル工程、製品化、残渣・異物処理までの一連の工程を記載すること。

(イ)（様式7）令和7年度ペットボトルバール売払事業者募集提案書【10部】

「Ⅲ2 審査項目」として定める下記項目で作成のこと。

＜提案者に関する項目＞

・BtoB事業実績

ボトルtoボトルリサイクルの再生実績を記載すること。

・経営状況

直近3か年（会社設立3年未満の場合は設立以来）の決算の概要を記載すること。

<リサイクルに関する項目>

・適正処理、持続可能性

一連の工程を記載すること。
各処理段階における協力・提携・契約（予定含む）事業者と当該事業者が行う処理概要を記載すること。

・品質の確保

異物除去、洗浄等の技術や設備の導入状況及び品質管理体制について記載すること。

・地域循環

再生の各工程（フレーク化、ペレット化、再商品化）の処理重量、処理先、市内での処理割合について記載すること。

<買受価格に関する項目>

・令和7年度の買受価格を記載すること。（売払予定量 2,172.01 t）

※「4 売払物件の概要」の各項目に掲げる条件を踏まえ、提案すること。

※提案金額の買受最低制限価格は**84,000円/t**（消費税相当分及び地方消費税相当分を除く）とする。

※提示金額は、1 t あたりの単価とすること。

なお、売払代金の請求にあたっては、上記単価に各月の引取重量（少数点第三位を四捨五入した t数）と消費税及び地方消費税率（10%。税率変更後は変更後の税率による）を乗じた金額を請求するものとする。

6 応募申込資格等

応募申込みにあたっては、次の(1)から(8)に定める各号の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない項目があった場合は、欠格とし、審査を行いません。

- (1) 本募集要項の趣旨等に従って、事業を実施する法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 応募申込みに係る提出書類の提出期限日から優先交渉権者決定までの間において、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
また、北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税（法人税または所得税および消費税（地方消費税を含む）をいう。）、地方税及びその他公課について滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）および暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

7 応募資格決定通知

応募資格が認められなかった応募者に対して、令和7年2月5日（水）に電子メールにて、添付して送付します。

II 選定方法および選定基準

1 優先交渉権者の決定

公募型プロポーザル方式による選定委員会を開催し、応募者から提出された提案内容の審査結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。

(1) 選定方法

- ア 提案書の書類審査方式により決定する。※口頭審査は行わない。
審査項目および配点については、以下「2 審査項目」を参照すること。
- イ 審査の結果、最高得点者を優先交渉権者に決定する。なお、同点の場合は、審査項目の「地域循環」+「価格提案」の合計得点が高い者を、それが同点の場合は「地域循環」の得点が高いものを優先交渉権者とする。ただし、必要な最低基準（60点）を満たしていない場合及び提案金額が最低制限価格以下の場合は、優先交渉権者として選定しない。
- ウ 審査の結果は、各応募者（法人連合体の場合は、代表法人）に対して、文書で通知するとともに、本市ホームページ等において公表をおこなう。なお、結果に対する問合せ・異議等は、応募者に限らず一切応じない。
- エ 選定委員会での審査の結果および優先交渉権者に決定した応募者の提案については、法人名・提案等をホームページ等により公表する。
- オ 優先交渉権者が本募集要項等に違反した場合や、提出書類に虚偽の内容等があり、提案内容の実現の可能性が著しく低いと本市が判断した場合などは、優先交渉権者の資格取り消しを行う。その場合、審査において次点であった者が優先交渉権者となるが、次点の者がいない場合は、公募手続きを中止する。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

2 審査項目

選定委員会は、次の表に掲げる審査項目および審査ポイントに基づいて、応募者から提出される提案書類を審査する。(100 点満点)

審査項目		主な審査のポイント	配点
提案者に 関する項目	B toB 事業実績	ボトルtoボトルリサイクルの処理実績があるか。	10
	経営の健全性	経営状態は健全か	5
リサイクル に関する項目	適正処理、 持続可能性	国内での適正処理ルートの確保、持続可能なリサイクル実施体制が構築されているか	10
	品質の確保	再生品が、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」等の安全性の判断基準を満たし、適切な製造品質管理が行われているか	10
	地域循環	再生の各工程（フレーク化、ペレット化、再商品化）が、どの程度、市内の工場で処理がなされているか	15
買受価格に 関する項目	価格提案 (令和7年度買受価格)	最低制限価格以上であること	50

(注) 最低基準点60点。基準点未満の場合は、失格となります。